



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- 550 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請
(県民生活課)
- 551 管理理容師資格認定講習会の指定
(食品・生活衛生課)
- 552 管理美容師資格認定講習会の指定
(")
- 553 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
- 554 基本測量の終了 (技術調査課)
- 555 " (")
- 556 " (")
- 557 " (")

○ 選挙管理委員会告示

*30 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正

○ 監査公表

- 監査公表第19号
監査公表第20号

告 示

和歌山県告示第550号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年5月31日まで縦覧に供する。

平成21年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成21年3月31日
- 名称
特定非営利活動法人ふれあい作業所
- 代表者の氏名
九鬼耕作
- 主たる事務所の所在地
和歌山県有田郡有田川町大字徳田1417番地
- 定款に記載された目的
この法人は、障害者の福祉向上を目指し、生活の支援を

すると共に、社会復帰を促進するために自立に関わる事業を行い、保健、医療または福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第551号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成21年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 主催者の名称及び住所
(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
(2) 住所 東京都江東区有明3丁目1番地25
- 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
(2) 住所 大阪市中央区谷町1-3-1(電話06-6942-6453)
- 講習会の日程及び会場
(1) 日程
第1日 平成21年10月5日
第2日 平成21年10月19日
第3日 平成21年10月26日
(2) 会場
和歌山ビッグ愛
和歌山市手平2丁目1-2(電話073-435-5200)
- 受講料 18,000円

和歌山県告示第552号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成21年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 主催者の名称及び住所
(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
(2) 住所 東京都江東区3丁目1番地25
- 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
(2) 住所 大阪市中央区谷町1-3-1(電話06-6942-6453)
- 講習会の日程及び会場
(1) 日程

<p>第1日 平成21年10月5日 第2日 平成21年10月19日 第3日 平成21年10月26日</p> <p>(2) 会場 和歌山ビッグ愛 和歌山市手平2丁目1-2 (電話073-435-5200)</p> <p>4 受講料 18,000円</p> <hr/> <p>和歌山県告示第553号</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、 「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。</p> <p>なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。</p> <p>平成21年4月14日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ジョーシン和歌山平井店 和歌山市平井字西前島120番地1 他</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号</p> <p>3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 平成21年11月24日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,496㎡</p> <p>6 駐車場の収容台数 94台</p> <p>7 駐輪場の収容台数 109台</p> <p>8 荷さばき施設の面積 41㎡</p> <p>9 廃棄物等の保管施設の容量</p>	<p>16㎡</p> <p>10 開店時刻及び閉店時刻 午前9時から午後9時30分まで</p> <p>11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時まで</p> <p>12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所</p> <p>13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>14 届出年月日 平成21年3月23日</p> <p>15 届出等の縦覧場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地) 和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課 (和歌山市七番丁23番地)</p> <p>16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 縦覧期間 平成21年4月14日から平成21年8月14日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p> <hr/> <p>和歌山県告示第554号</p> <p>測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。</p> <p>平成21年4月14日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 作業の種類 基本測量(1:25,000地形図修正測量)</p> <p>2 作業期間 平成20年4月7日から平成21年3月24日まで</p> <p>3 作業地域 和歌山県内全域</p> <hr/> <p>和歌山県告示第555号</p> <p>測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。</p> <p>平成21年4月14日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 作業の種類 基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成作業)</p> <p>2 作業期間 平成20年5月1日から平成21年3月19日まで</p> <p>3 作業地域 和歌山市、海南市、有田市、御坊市、紀の川市、岩出市、紀美野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町</p> <hr/> <p>和歌山県告示第556号</p> <p>測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基</p>
---	---

づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(基盤地図情報整備作業)
- 2 作業期間 平成20年9月16日から平成21年3月27日まで
- 3 作業地域 海南市

和歌山県告示第557号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(ジオイド測量)
- 2 作業期間 平成20年11月12日から平成21年3月25日まで
- 3 作業地域 田辺市、新宮市、東牟婁郡那智勝浦町、古座川町、串本町、西牟婁郡白浜町、すさみ町

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第30号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成21年4月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

表中 「東牟婁郡串本町串本1940,1941
東牟婁郡串本町串本1049」を「東牟婁郡串本町串本1940,1941」に、
「二区集会所 西植松会館」を「東牟婁郡串本町津荷928」に、
「串本町老人憩いの家「喜楽荘」」を「東牟婁郡串本町津荷376」に、
「津荷集会所」

に改める。

監査公表

和歌山県監査公表第19号

平成21年1月7日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成21年4月14日

和歌山県監査委員 楠本 隆

和歌山県監査委員 足立 聖子

和歌山県監査委員 花田 健吉

和歌山県監査委員 原 日出夫

1 西牟婁振興局

(1) 監査実施年月日 平成20年11月27日

(2) 監査の結果

ア 健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金(元利合計)については、約85万円の不納欠損処理を行ったこともあり、平成19年度末で約609万円となり、前年度末に比し約93万円の減少となっている。

今後、新規未償還金の発生防止に努めるとともに、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

イ 建設部

(ア) 不動産登記等業務委託において、平成19年4月1日に締結した「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務において地域区分及び難易度による加減率(70%~170%)が適用されていない箇所が見受けられたので、早急に是正するとともに今後履行確認の検査を徹底されたい。

(イ) 土木使用料(公営住宅及び駐車場)の収入未済額は、平成19年度末で約2,562万円(うち公営住宅に係るものにあつては約2,328万円、駐車場に係るものにあつては約234万円)となっており前年度末に比し約166万円に減少となっている。

今後、滞納者等に対し、納付誓約の履行を遵守させるなど納付指導を強化するとともに、大口滞納者や悪質滞納者に対しては、法的措置の適用を図るなど、債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の償還滞納者については、各関係機関の協力を得て情報収集し、現状を把握しながら償還指導に努めている。

現年度償還分で口座振替の出来ないケースについては、納付書による納入方法に切り替え、重点的に文書、電話、訪問等を行い指導に努めている。

また、過年度滞納者に対しては、訪問回数を重ね実情に応じた方策を検討しながら積極的に償還指導に取り組み、その結果、少額ながらも定期的に償還され完納に繋がったケースもある。

新規申請に当たっては、事前協議及び面接調査を徹底し、貸付申請時に本人のほか連帯保証人や連帯

借り主の同席も求め資金の目的や義務の意識付けをし、貸付後も母子相談を通じて適切な助言を行い、新規滞納の防止に努めている。

最近の貸付けについては、修学資金及び修学支度資金の貸付けとなっており、今後とも、関係機関と連携を密にし、検討会等を行いながら償還率の向上に取り組んでいく。

イ 建設部

(ア) 当該指摘事項については、「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づき履行確認を行っていたが、加減率の適用については、職員及び公嘱協会に契約内容の周知が徹底されていなかった。

今後は、このようなことがないように、平成20年9月26日付け事第259号事業進行課通知(公共嘱託登記土地家屋調査士協会業務単価表における加減率の適用について)に従い、調査業務及び測量業務において地域区分及び難易度による加減率を適用するとともに、履行確認の検査を徹底する。

(イ) 現在、西牟婁振興局建設部において管理している県営住宅は15団地、667戸である。

今年度についても、昨年に引き続き、月1回の夜間徴収と新たな2か月までの小口滞納者を減らすため、全課体制で未収金の減額に努めており、10月末までの数字であるが、現年度の徴収率として前年同月比+0.37%と前年同時期を上回っている。

前年度に引き続き、大口滞納者については、県議会に提案し議決を得た上で、住宅の明渡し及び滞納家賃の請求訴訟手続(和解、調停を含む。)を講じることとしている。平成19年度においては1件の訴訟(和解1件)を行い、平成20年度も10月末までに1件の訴訟(和解1件)を行った。

また、未訴訟者については、滞納理由、収入状況等を勘案し、法的手続について説明し、順次訴訟手続を講じるようにしている。

今後とも、滞納整理における事務手続の徹底強化、家賃徴収の強化を行うとともに、担当職員、徴収委託管理人との連携をより深め、悪質滞納者には、法的手続の徹底した措置を講じることとし、未収金の減額に努める。

2 紀南県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成20年11月27日

(2) 監査の結果

県税の収入確保については、組織的に努力されており、平成19年度の収入未済額(個人県民税を除く。)は約1億7,419万円と前年度に比し約2,743万円の減少となっている。

個人県民税については、地方税法(昭和25年法律第226

号)第48条の規定に基づき、滞納案件の徴収を関係市町村から引き継ぐなど、努力の結果、徴収率が前年度に比し5.2ポイント改善されているが、税源移譲により現年度調定額が約8割増加し、その結果、収入未済額は約3,469万円増加している。

今後も、資産調査等により、滞納者の現況を把握するなど債権管理に努め、収入未済額の縮減に一層努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 地域県税徴収対策本部の設置

平成20年度においても県税事務所長を地域本部長とする紀南県税徴収対策本部を設置し、その中で策定した徴収対策に基づき具体的な徴収目標や行動目標で税収確保、滞納額の縮減に取り組んでいるところである。今後も、一層の滞納整理の強化に努めてまいりたい。

イ 個人県民税徴収対策

関係市町村との共同催告に加えて、地方税法第48条の規定に基づく直接徴収に取り組んでいるところであるが、今後も関係市町村とより一層の協力体制の強化を図り、関係市町村の実情にあった徴収対策の実施に努めてまいりたい。

また、20年度も、白浜町に県税事務所の職員を派遣し、町税務職員の滞納整理の技術の向上を支援し、もって個人県民税の徴収強化を図ってまいりたい。

3 紀南児童相談所

(1) 監査実施年月日 平成20年11月27日

(2) 監査の結果

平成19年度末における児童福祉施設入所負担金の未収金は13名で約646万円となり、前年度末に比し約1万円の減少となっている。

平成18年10月から障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき利用者と利用施設とが契約を締結する制度が導入され、紀南児童相談所における児童福祉施設入所負担金の調定額は減少しているが、依然として多額の未収金が残っている。

今後も障害福祉課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

未収金の縮減については、当所の重点課題として所全体でその納入督促に努めているところであり、徴収事務担当者だけでなく地区担当ケースワーカーとも協力して戸別訪問や電話による納入督促を今まで以上に実施した。

今後も、債権管理の方策について障害福祉課等と引き続き協議・検討を重ねなお一層納入促進に努力し、

新規未納者の発生防止に努める所存である。

和歌山県監査公表第20号

平成21年2月3日付け監査報告第26号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年4月14日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 花 田 健 吉

和歌山県監査委員 原 日 出 夫

1 東牟婁振興局

(1) 監査実施年月日 平成20年12月18日及び同月19日

(2) 監査の結果

ア 健康福祉部串本支所

生活保護費返還金の未収金については、平成19年度末で約857万円となっており、前年度末に比し約18万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

イ 串本建設部

不動産登記等業務委託において、平成19年4月1日に締結した「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務において地域区分及び難易度による加減率（70%～170%）が適用されていない箇所が見受けられたので、早急に是正するとともに今後履行確認の検査を徹底されたい。

ウ 健康福祉部

生活保護費返還金の未収金については、平成19年度末で約748万円となっており、前年度に比し約60万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

エ 新宮建設部

(ア) 不動産登記等業務委託において、平成19年4月1日に締結した「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務において地域区分及び難易度による加減率（70%～170%）等が適用されていない箇所が見受けられたので、早急に是正するとともに今後履行確認の検査を徹底されたい。

(イ) 平成19年度末における土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、約668万円で、前年度に比し約71万円減少している。

今後とも、県営住宅委託管理人とも連携し、新た

な滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 健康福祉部串本支所

未納者の大部分が現在も保護受給中等の経済的に厳しい状況であるが、分割納付等により今後とも粘り強く返還指導を行うとともに、徴収不可能なものについては不納欠損処理を検討し債権管理の一層の徹底を図っていく。

また、被保護世帯の収入状況の早期把握が不正受給や返還金未収金発生防止につながることから、被保護者全員を対象にした課税調査の早期実施や随時の預貯金調査を行うとともに、民生委員や役場担当課など関係機関との連携を密にし保護の適正な実施に努めていく。

イ 串本建設部

当該指摘事項については、事業進行課通知文「公共嘱託登記土地家屋調査士協会業務単価表における加減率の適用について」及び「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づき、地域区分及び難易度による加減率を適用するとともに、履行確認を徹底する。

ウ 健康福祉部

不正受給の防止については、全被保護世帯に対し生活状況の報告、収入の申告義務について周知徹底を図るとともに、課税状況調査の早期実施や随時の預貯金調査を実施する。

償還については、返還義務者のほとんどが経済的基盤が極めて脆弱であるため、非常に困難な状況であるが、分割納付等、粘り強く返還指導を行っているところである。また、徴収不可能な債権については、福祉保健部所管貸付金等に係る未収金に関する債権管理委員会の方針に基づき不納欠損処理等を進めるなど、債権管理の一層の徹底と早期整理に努めていく。

エ 新宮建設部

(ア) 当該指摘事項については、「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務において、地域区分及び難易度による適正な加減率等を適用するとともに、履行確認の検査については、担当職員による精査、検査員による検査の2段階チェックを徹底する。

(イ) 公営住宅使用料の未収金整理については、「家賃徴収に関する打合せ会議」を3か月に1回程度開催し、滞納者に対する措置及び状況等について協議を行い、委託管理人との連携をとりながら未収金の徴収に努めている。

滞納額の少ない者に対しては、委託管理人が主となり、訪問等により未収金の徴収に努め、それでも改善が認められない滞納者については、訴訟等法的措置を踏まえ対応することで、未収金の縮減に努めている。

平成19年度の主な取組としては、明渡訴訟済3件、訴訟での和解2件、強制退去処分を3件行った。

平成20年度の現況としては、訴訟の提起についての議会議決2件、強制退去処分2件、契約解除退去1件、給与の差し押さえによる完済1件である。

これらの措置により、今後とも徴収率の向上を図る。